

1 <届出に関すること>

Q1	この届出はどのようなことに使われるのですか？
A1	医療従事者の分布及び就業の実態を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としています。
Q2	現住所と住民票上の住所が異なるのですが、どちらを書けばいいですか？
A2	現住所を記入してください。
Q3	東京都以外に住所があり、東京都内で看護師として働いています。どこに従事者届を提出すればいいですか？
A3	就業先がある東京都内の保健所に提出してください。
Q4	看護師の免許を持っていますが、現在働いていません。届出の必要はありますか？
A4	保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の方は、業務に従事していなければ届出の必要はありません。医師、歯科医師、薬剤師の方は、業務に従事していない場合も免許を保有している方は届出が必要です。
Q5	現在、育児休業を取得しており、実際には業務に従事していません。届出の必要はありますか？
A5	雇用契約が継続している場合、実際には業務に従事してなくても、届出の必要があります。（産前・産後休業や病気休業などを取得している場合も同様です。）なお、保健師、助産師、看護師、准看護師の方で休業中の場合には、届出票の裏面「雇用形態」の項目(2)は、「2 短時間労働者」に○を付け、常勤換算を行った数値を記入してください。
Q6	訪問看護ステーションのサテライト（出張所）勤務者は届出先をどこにすればよいですか？
A6	サテライト（実際の就業場所）の所管保健所へ御提出ください。
Q7	令和4年の業務従事者届の提出を行っていませんが、今回と合わせて2枚提出する必要はありますか？
A7	令和6年分のみ提出をお願いします。

2 <記入方法に関すること>

Q1	保健師と看護師の業務に従事していますが、主に保健師の業務に従事している場合、届出はどうすればいいですか？
A1	保健師免許と看護師免許を選択の上、両方の登録番号と登録年月日を記入し、主たる業務を「保健師」として届け出てください。
Q2	保健師、助産師、看護師の免許を持っていますが、看護師の業務しか行っていない場合の届出はどうすればいいですか？
A2	全ての免許を選択し、全ての登録番号と登録年月日を記入し、主たる業務を「看護師」として届け出てください。
Q3	学校・養成所の教員ですが、主たる業務は何を選択すればよいですか？
A3	保有する免許に対応する業務を選択してください。なお、学校・養成所の教員については、届出義務はありませんが、看護師等の確保対策上、就業の動向の把握が重要であるため、ご協力をお願いしております。
Q4	看護師等業務従事者届のメールアドレス欄の記載は必須ですか？
A4	法令で定められた項目のため、必須となります。なお、個人アドレスあるいは職場アドレスいずれかをご記入いただくことができます。
Q5	登録番号及び登録年月日は、免許証のどこを見れば分かりますか？
A5	免許登録番号及び登録年月日《記入上の注意》を参照してください。
Q6	「事業所」とは、どのような施設を指しますか？
A6	企業内保健室、学校・大学等の保健室、保険会社、医療機器メーカー、治験施設、健診機関、認可外保育施設、工場などを指します。
Q7	常勤換算について、1日8時間×週5日程度がフルタイム労働者であるが、例えば規定で1日7時間と決まっている場所に従事している場合はどうですか？
A7	1日8時間×週5日程度が目安となるが、1日7時間はフルタイム基準として換算してください。
Q8	現在A施設に勤務して5年9か月経っています。その前5年間は、同一設置者のB病院で働いていました。その場合の従事期間はどのように書けばよいのですか？
A8	同一設置者の施設で継続して業務に従事しているため、10年9か月となります。

3 <オンラインによる届出に関すること>

Q1	操作方法について不明なことがあります。どこに確認すればよいですか？
A1	ヘルプデスクにて問い合わせを受け付けます。
Q2	令和6年度よりマイナポータルを通じて、個人による届出が可能となると見ましたが、今年度は利用できますか？
A2	今年度より開始予定でしたが、国のシステム調整中です。利用開始となりましたら、ホームページにてお知らせいたします。
Q3	同じ医療機関内で紙による届出とオンラインによる届出を混在させることは可能ですか？
A3	可能です。